

§ 仮定のケース

Y社では、繁忙期には年間720時間まで残業させてもよいとする労使協定を結んでいた。
Aさんは、ある年の1月から、次のような時間外労働をした。
9月30日、疲労困憊で帰宅したAさんは、翌朝未明、急性心筋梗塞を発症して死亡した。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
当月残業時間	80時間	75時間	80時間	75時間	80時間	75時間	80時間	60時間	95時間
1月からの累計		155時間	235時間	310時間	390時間	465時間	545時間	605時間	700時間
発症までの期間				6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月
発症6カ月前から 発症までの累積 残業時間				4～9月 累計465時間	5～9月 累計390時間	6～9月 累計310時間	7～9月 累計235時間	8～9月 累計155時間	
発症6カ月前まで の平均残業時間				6カ月平均 77.5時間	5カ月平均 78時間	4カ月平均 77.5時間	3カ月平均 78.3時間	2カ月平均 77.5時間	

①年間時間外労働時間
累計700時間

年間720時間未満

刑事罰の
対象外

②発症1か月前の
残業時間95時間

100時間未満

③発症前2～6か月間
の平均残業時間

80時間未満

～脳・心臓疾患の労災認定基準～

平成13年12月12日付け労働基準局長通達によれば、以下のいずれかを満たす場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価される。

- ①発症前の連続する2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月の時間外労働の平均のいずれかが、概ね80時間超であること
- ②発症前1カ月の時間外労働が概ね100時間超であること

出典：考えられる労働者のケースを仮定して
大西健介事務所で作成

出典：内閣官房働き方改革実現推進室

パネルの写し

平成29年2月17日

衆議院予算委員会

大西健介（民進党）配布資料

普通の団体が対象になる恐れ？

もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当であるものと考えている。

(平成29年2月16日 衆議院予算委員会理事会 法務省提出資料)



自然破壊を防ぐための基地建設反対の市民運動



労使交渉を行う労働組合



会員制リゾートクラブの会員権販売会社による電話勧誘

国が工事を強行するなら工事車両を止めようと座り込みをした場合

組織的威力業務妨害を目的とする組織的犯罪集団？

「社長の譲歩が得られるまで」と社長を徹夜で会議室に閉じ込めた場合

組織的強要を目的とする組織的犯罪集団？

実質的に破たん状態で預託金の返還能力がないと知りながら、電話勧誘を続けた場合

詐欺を目的とした組織的犯罪集団？

どの団体を犯罪集団と認定するかは警察！

出典：法務省「2月9日山尾志桜里君要求に係る理事会協議事項について」（平成29年2月16日衆議院予算委員会理事会提出資料）
衆議院予算委員会会議録平成29年2月2日、東京新聞平成29年1月11日および平成2月4日より抜粋して大西健介事務所で作成

法務大臣の答弁に対する世論

共同通信世論調査 2017年2月12日・13日実施

Q. 政府は、犯行を計画段階で処罰する「共謀罪」を構成する条件を厳格化した「テロ等準備罪」を新設する法案を今国会に提出する方針で、野党はこれについて国会で質問しています。金田勝年法相が法案の国会提出後に議論すべきだとの文書を配布しましたが、不適切だったとして撤回しました。あなたは、法相の一連の言動についてどう思いますか。

問題だ	69.5%
問題ではない	14.1%
分からない・	16.4%
無回答	

出典：2017年2月14日 東京新聞

パネルの写し 平成29年2月17日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料

法案の成立に適任なのか

「テロ等準備罪」を新設する「組織犯罪処罰法改正案」の国会審議が紛糾している。法務省が「法案提出後に議論を深めるべきだ」として配布したことが問題となり、金田勝年法相は「自らの文書の作成を指示しなすを認め、撤回、撤回した」と述べた。金田氏は国会審議で度々答弁に詰まり、「傍聴中」「法案ができたら後に説明したい」となると繰り返してきた。いわば、自らの説明能力欠如の言い訳を故人に作らせたようなものだ。

質問料を捻出したものと受け取られても仕方がない。その質が問われるのも当然である。

テロ準備罪と法相
 国連は2000年、国際社会でテロに対峙するため、「国際組織犯罪防止条約」を採択し、各国に共謀罪を設けることを批准の条件として求めた。国連加盟国で未締結国は日本を含め、イラクやソマリア、南スーダンなどが拒否にすぎない。共謀罪の適用対象や構成要件を自らの文書の作成を指示しなすを認め、撤回、撤回した」と述べた。

菅首相は国会審議で、「条約を締結できなかったのは東京五輪を閉会できなかったと言っても過言ではない」と述べた。それはと大層な法案であると認めるならば、法相には丁寧な説明を十分に尽くす能力が必要不可欠だ。法案に反対する野党は質疑に立ち往生する法相を作動的に標的としてきた。きらいもあるが、その明で理解を得てほしい。

法相の指示があったとして、唯々語々文書を配り、配布した法務省も、想像力あまりに欠けてきた。ただ、混乱の責任の所在を法相と法務省だけに求めるわけにはいかない。政府、自民党は過去に3回廃案になった法案審議について、必要性を説いてきた。それなのにテロ等準備罪の新設を自指すあまり、過去の法案審議より、整合性を欠き答弁に苦しむことになる。国民をテロから守るための必要な法案であるから、丁寧な説明で理解を得てほしい。

これにたいしては、担当関係として適任とはいえない。法務省が口頭で文書を配布した際、報道各社からは「誰に向けた何のための文書か」といった戸惑いの反発の声が上がったという。もっともな反応である。

出典：2017年2月10日 産経新聞

開議の国会答弁が情けない

無職 〇〇県 71
 私は連日、開会中の衆議院委員会や審議中を見ている。それに引きかえ、大臣の答弁を聞いてみると、これが「国庫の最高機関」とされ、安全保障や国民の人権に関わる国の重要政策を議論する立法院での議論なのだと、情けなく思います。政治舞臺が指摘される者も、これでは政治にまます無関心になるのではないだろうか。野党議員の中には19日午前から、質問の準備をする人もいると聞きます。政府の内部資料を入手する努力をし、入手したら書きやりのスタックから18日開議の国会答弁が見ていることを忘れてほしいものです。

開議の国会答弁が情けない。開議の準備がかりで分析して質問の準備をする者もあるそうです。それに引きかえ、大臣の答弁は、質問者や国民を愚弄するような答弁が多すぎます。福田首相の防衛相は委員長の制止を無視して質問内容とは異なる文書を長々と読み上げました。「共謀罪」を新設する法案を巡る金田法相や閣僚は、相手の意見を無視し聞く度量と質問内容を理解する力を養うべきです。答弁も質問が書いた答弁書を読み上げるのではなく、自分の言葉で答弁すべきです。多くの国民が国会中継を見ていることを忘れてほしいものです。

出典：2017年2月9日 朝日新聞

治安維持法とテロ等準備罪(共謀罪)の政府答弁

治安維持法を巡る答弁(1925年)

「共謀罪」を巡る答弁(2017年月)

対象拡大は、

「抽象的文字を使わず具体的文字を使用」「解釈を誤ることはない」

(若槻礼次郎内相、2月、衆院)

「解釈を恣意的(しいてき)にするより、しっかり明文的に法制度を確立する」

(安倍首相、30日、参院予算委)

思想取り締まり、

「実行に着手するものを罰する。決して思想にまで立ち入って圧迫するとか研究に干渉するということではない」

(小川平吉司法相、3月、貴族院)

「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない」「実行の準備行為があつて初めて処罰の対象」

(安倍首相、25日、参院本会議)

一般人も？

「無辜(むご)の民にまで及ぼすという如(ごと)きことのないように十分研究考慮を致しました」

(小川司法相、3月、貴族院)

「一般の方々がその対象となることはあり得ないことがより明確になるよう検討している」

(安倍首相、24日、衆院本会議)



**拡大解釈 & 法改正で
対象広がる**

?

パネルの写し

出典：2017年2月10日 朝日新聞

平成29年2月17日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党) 配布資料